

I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）【現改比較表】2025年2月26日現在

～2025年2月25日

(令和7年1月14日現在)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次

第1条～第7条の2 (略)

第8条～通信料別表 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～21 (略)	(略)

2025年2月26日～

(令和7年2月26日現在)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次

第1条～第7条の2 (略)

第7条の3 光回線再利用

第8条～通信料別表 (略)

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～21 (略)	(略)
<u>22 光信号分岐端末回線</u>	<u>接続約款（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款をいいます。）に定める光信号分岐端末回線</u>
<u>23 光回線再利用</u>	(1) NTT Com ひかり電話サービスの申込みにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限り、）から NTT Com ひかり電話サービス（コース2に限り、）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(1)の場合を「光回線再利用（入）」といいます。） (2) NTT Com ひかり電話サービスの解除にあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、その NTT Com ひかり電話サービス契約者が現に利用している NTT Com ひかり電話サービス（コース2に限り、）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限り、）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、ひかり電話の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この(2)の場合を「光回線再利用（出）」といいます。）

<p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第5条の2 (略)</p> <p>(契約申込みの方法)</p> <p>第6条 共通編第9条 (I P通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、NTT Com ひかり電話契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込をしていただきます。</p> <p>2 前項に規定するほか、NTT Com ひかり電話契約の申込み (コース2に係るものに限ります。) に際しひかり電話の転用及びひかり電話の事業者変更 (入) を希望するときは、その旨及び承諾番号 (ひかり電話の転用及びひかり電話の事業者変更 (入) に必要な、契約事業者がその NTT Com ひかり電話の転用及びひかり電話の事業者変更 (入) を希望する者ごとに指定する有効な番号をいいます。以下同じとします。) を当社所定の方法により申し出ていただきます。</p> <p>3 前項の場合において、その NTT Com ひかり電話契約の申込みをした者が、契約事業者の特定約款の第22条の2 (I P通信網サービスの転用) 第3項第1号に該当する場合は、同項に規定する債務について、その NTT Com ひかり電話契約の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(ひかり電話の事業者変更)</p> <p>第7条の2 当社は、ひかり電話の事業者変更 (入) の申込みにおいて、共通編第10条 (I P通信網契約申込みの承諾) 第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) NTT Com ひかり電話契約 (コース2に係るものに限ります。) の事業者変更 (入) と同時にその電気通信サービスに係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を請求したとき。</p> <p>(2) 現に利用している電気通信サービスに係る付加機能が、NTT Com ひかり電話契約 (コース2に係るものに限ります。) の付帯サービスでない場合において、当該付加機能の契約を共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者の I P通信網サービスの契約へ移行することを承諾しないとき。</p> <p>(3) NTT Com ひかり電話契約 (コース1に係るものに限ります。) の事業者変更 (入) と同時に、現に利用している電気通信サービスから NTT Com ひかり電話利用回線への事業者変更 (入) を行わないとき。</p> <p>2 NTT Com ひかり電話契約者はひかり電話の事業者変更 (出) の請求をすることができま</p>	<p><u>24 承諾番号</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条～第5条の2 (略)</p> <p>(契約申込みの方法)</p> <p>第6条 共通編第9条 (I P通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、NTT Com ひかり電話契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込をしていただきます。</p> <p>2 前項に規定するほか、NTT Com ひかり電話契約の申込み (コース2に係るものに限ります。) に際しひかり電話の転用、ひかり電話の事業者変更 (入) 又は光回線再利用 (入) を希望するときは、その旨及び承諾番号 (転用承諾番号、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号) を当社所定の方法により申し出ていただきます。</p> <p>3 前項の場合において、その NTT Com ひかり電話契約の申込みをした者が、契約事業者の特定約款の第22条の2 (I P通信網サービスの転用) 第3項第1号に該当する場合は、同項に規定する債務について、その NTT Com ひかり電話契約の申込みをした者から当社へ債務引受の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(ひかり電話の事業者変更)</p> <p>第7条の2 当社は、ひかり電話の事業者変更 (入) の申込みにおいて、共通編第10条 (I P通信網契約申込みの承諾) 第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) NTT Com ひかり電話契約 (コース2に係るものに限ります。) の事業者変更 (入) と同時にその電気通信サービスに係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を請求したとき。</p> <p>(2) 現に利用している電気通信サービスに係る付加機能が、NTT Com ひかり電話契約 (コース2に係るものに限ります。) の付帯サービスでない場合において、当該付加機能の契約を共通編別記2の(1)に規定する特定協定事業者の I P通信網サービスの契約へ移行することを承諾しないとき。</p> <p>(3) NTT Com ひかり電話契約 (コース1に係るものに限ります。) の事業者変更 (入) と同時に、現に利用している電気通信サービスから NTT Com ひかり電話利用回線への事業者変更 (入) を行わないとき。</p> <p>2 NTT Com ひかり電話契約者はひかり電話の事業者変更 (出) の請求をすることができま</p>	<p>(1) ひかり電話の転用の手続きに必要な番号 (以下「転用承諾番号」といいます。)</p> <p>(2) ひかり電話の事業者変更の手続きに必要な番号 (以下「事業者変更承諾番号」といいます。)</p> <p>(3) ひかり電話の事業者変更取消しに伴う復元工事の手続きに必要な番号 (以下「事業者変更後キャンセル承諾番号」といいます。)</p> <p>(4) 光回線再利用の手続きに必要な番号 (以下「光回線再利用承諾番号」といいます。)</p>
---	--	---

す。当社は、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社が NTT Com ひかり電話契約者からの請求に基づきその NTT Com ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
 - (2) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所及び附帯サービス等（光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。）を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が事業者変更先の電気通信事業者へ通知する必要があることについて承諾しないとき。
 - (3) 事業者変更先の電気通信者が承諾しないとき。
 - (4) その他ひかり電話の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
 - (5) NTT Com ひかり電話契約（コース 1 に係るものに限ります。）のひかり電話の事業者変更（出）と同時に、現に利用している NTT Com ひかり電話利用回線の事業者変更（出）を行わないとき。
- 3 当社は NTT Com ひかり電話契約者（コース 2 に係るものに限ります。）からのひかり電話の事業者変更（出）の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号の有効期限は払出日を含めて 15 日とします。

す。当社は、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社が NTT Com ひかり電話契約者からの請求に基づきその NTT Com ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
 - (2) 光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が保有するその特定加入者回線に係る氏名、設置場所及び附帯サービス等（光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報をいいます。）を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が事業者変更先の電気通信事業者へ通知する必要があることについて承諾しないとき。
 - (3) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
 - (4) その他ひかり電話の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
 - (5) NTT Com ひかり電話契約（コース 1 に係るものに限ります。）のひかり電話の事業者変更（出）と同時に、現に利用している NTT Com ひかり電話利用回線の事業者変更（出）を行わないとき。
- 3 当社は NTT Com ひかり電話契約者（コース 2 に係るものに限ります。）からのひかり電話の事業者変更（出）の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号の有効期限は払出日を含めて 15 日とします。

（光回線再利用）

第 7 条の 3 当社は、光回線再利用（入）の申込みにおいて、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) NTT Com ひかり電話契約（コース 2 に係るものに限ります。）の光回線再利用（入）と同時にその電気通信サービスに係る移転を請求したとき。
- (2) 光回線再利用（入）にあたり、その再利用する引込線に係る情報（光回線再利用に関して当社が NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者から取得する光回線再利用承諾番号、NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者へ通知し、また、契約事業者が利用することを NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者が承諾しないとき。
- (3) 光回線再利用（入）を適用することが設備上困難であるとき。

2 NTT Com ひかり電話契約者はひかり電話の光回線再利用（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第 10 条（I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 当社が NTT Com ひかり電話契約者からの請求に基づきその NTT Com ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。
- (2) 光回線再利用（出）にあたり、その再利用する引込線に係る情報（NTT Com ひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。）について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者へ通知し、また、契約事業者が利用することを NTT Com ひかり電話契約者が承諾しないとき。

第8条～第11条（略）

第12条（略）

（契約者が行う契約の解除）

第12条の2 NTT Com ひかり電話契約者が事業者変更（出）又は番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条（IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除）の通知があったものとみなし、NTT Com ひかり電話契約を解除します。

第13条～第38条（略）

（契約事業者への氏名の通知等）

第39条 NTT Com ひかり電話契約者は、契約事業者から当社に請求があったときは、当社がNTT Com ひかり電話契約者（その者のNTT Com ひかり電話利用回線等が契約事業者の提供する電気通信サービスに係る場合に限り、以下この条において同じとします。）の氏名、住所及び通信履歴等（通信が行われた時刻等料金請求その他NTT Com ひかり電話サービスの提供に必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその契約事業者に通知する場合がありますことについて、予め同意するものとします。

2 NTT Com ひかり電話契約者は、契約事業者が次の各号において、前項に基づき契約事業者が保有するNTT Com ひかり電話契約者の情報を第三者（NTT Com ひかり電話契約者が契約を締結している電気通信事業者又は契約事業者のIP通信網サービス契約約款に定める特定事業者）に限り、以下この条において同じとします。）に開示する場合がありますことについて予め同意するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴等そのNTT Com ひかり電話契約者契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託によりNTT Com ひかり電話サービスに関する業務を行う電気通信事業者への通信履歴等そのNTT Com ひかり電話契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

(3) 移行先の電気通信事業者が承諾しないとき。

(4) 光回線再利用（出）を適用することが設備上困難であるとき。

(5) その他光回線再利用（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3 当社はNTT Com ひかり電話契約者（コース2に係るものに限ります。）からの光回線再利用（出）の請求を承諾したときは、光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、光回線再利用承諾番号の有効期限は払出日を含めて15日とします。

第8条～第11条（略）

第12条（略）

（契約者が行う契約の解除）

第12条の2 NTT Com ひかり電話契約者が事業者変更（出）、光回線再利用（出）又は番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条（IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除）の通知があったものとみなし、NTT Com ひかり電話契約を解除します。

第13条～第38条（略）

（契約事業者への氏名の通知等）

第39条 NTT Com ひかり電話契約者は、契約事業者から当社に請求があったときは、当社がNTT Com ひかり電話契約者（その者のNTT Com ひかり電話利用回線等が契約事業者の提供する電気通信サービスに係る場合に限り、以下この条において同じとします。）の氏名、住所及び通信履歴等（通信が行われた時刻等料金請求その他NTT Com ひかり電話サービスの提供に必要な情報をいいます。以下同じとします。）をその契約事業者に通知する場合がありますことについて、予め同意するものとします。

2 NTT Com ひかり電話契約者は、契約事業者が次の各号において、前項に基づき契約事業者が保有するNTT Com ひかり電話契約者の情報を第三者（NTT Com ひかり電話契約者が契約を締結している電気通信事業者又は契約事業者のIP通信網サービス契約約款に定める特定事業者）に限り、以下この条において同じとします。）に開示する場合がありますことについて予め同意するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴等そのNTT Com ひかり電話契約者契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託によりNTT Com ひかり電話サービスに関する業務を行う電気通信事業者への通信履歴等そのNTT Com ひかり電話契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

3 NTT Com ひかり電話契約者は、ひかり電話の事業者変更（出）にあたり、その特定加入者回線に係る情報（光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、NTT Com ひかり電話契約者の氏名又は名称、住所又は居所、特定加入者回線の設置場所、特定加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者がNTT Com ひかり電話契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関するNTT Com ひかり電話契約者と契約事業者との契約内容をいいます。）のうち、ひかり電話の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて、予め承諾するものとします。

第 39 条の 2 (略)
 第 40 条～第 41 条 (略)
 別記 (略)
 料金表
 通則 (略)
 第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)
 第 1～第 2 (略)
 第 3 手続きに関する料金
 1 適用

区分	内容		
手続きに関する <u>料金</u> の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
	種別	内容	
	契約料	新規契約に係るもの	(略)
		転用に係るもの	(略)
		事業者変更に係るもの	(略)
譲渡承認手数料	(略)		
残債処理手数料	(略)		

2 契約料の料金額

料金種別	単位	料金額
(1) 新規契約に係るもの	1 の契約ごとに	800 円

4 NTT Com ひかり電話契約の申込みを行う者又は NTT Com ひかり電話契約者 (以下この項において「申込者等」といいます。) は、光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報 (光回線再利用に関して当社が申込者等から取得する光回線再利用承諾番号、申込者等の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。) について、契約事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社が契約事業者に通知し、また、契約事業者が利用することを予め承諾するものとします。

第 39 条の 2 (略)
 第 40 条～第 41 条 (略)
 別記 (略)
 料金表
 通則 (略)
 第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)
 第 1～第 2 (略)
 第 3 手続きに関する料金
 1 適用

区分	内容		
手続きに関する <u>料金等</u> の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
	種別	内容	
	契約料	新規契約に係るもの	(略)
		転用に係るもの	(略)
		事業者変更に係るもの	(略)
<u>光回線再利用に係るもの</u>	<u>NTT Com ひかり電話契約 (コース 2 に係るものに限ります。) の契約 (光回線再利用(入)に係るものに限ります。) 申込みを行い、当社がその契約申込みを承諾した場合に支払いを要する料金</u>		
譲渡承認手数料	(略)		
残債処理手数料	(略)		
<u>光回線再利用手数料</u>	<u>光回線再利用の請求を当社が承諾した場合に支払いを要する費用</u>		

2 契約料の料金額

料金種別	単位	料金額
(1) 新規契約に係るもの	1 の契約ごとに	800 円

		(税込価格 880 円)
(2) 転用に係るもの	1の契約ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
(3) 事業者変更に係るもの	1の事業者変更ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)

3 譲渡承認手数料の料金額(略)

4 残債処理手数料の料金額(略)

第4 (略)

第2表 工事費 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区分	内容
(1)~(11) (略)	(略)
(12) 事業者変更取消に伴う復元工事費の適用	ア (略)
	イ (略)
	ウ 当社は、本欄に規定する工事を行うときは、事業者変更後において、事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限は払出を含めて15日とします。キャンセル承諾番号 (NTT Com ひかり電話サービスの事業者変更取消に伴う復元工事の手続きに必要となる番号をいいます。以下同じとします。) を発行します。この場合において、事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限は払出を含めて15日とします。

2 工事費の額 (略)

第3表~通信料別表 (略)

		(税込価格 880 円)
(2) 転用に係るもの	1の契約ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
(3) 事業者変更に係るもの	1の契約ごとに	3,000 円 (税込価格 3,300 円)
(4) 光回線再利用に係るもの	1の契約ごとに	800 円 (税込価格 880 円)

3 譲渡承認手数料の料金額(略)

4 残債処理手数料の料金額(略)

5 光回線再利用手続費の額

区分	単位	手続費の額
光回線再利用手続費	1の契約ごとに	7,200 円 (税込価格 7,920 円)

第4 (略)

第2表 工事費 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区分	内容
(1)~(11) (略)	(略)
(12) 事業者変更取消に伴う復元工事費の適用	ア (略)
	イ (略)
	ウ 当社は、本欄に規定する工事を行うときは、事業者変更後キャンセル承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限は払出を含めて15日とします。

2 工事費の額 (略)

第3表~通信料別表 (略)

▲IP 通信網サービス契約約款 共通編

[附 則 \(令和7年2月19日 CAS1サ第000400006728-01\)](#)

この改正規定は、令和7年2月26日から実施します。